

○茨城県立医療大学における履修証明プログラムに関する規程

平成 21 年 3 月 18 日

医療大訓第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条の規定に基づき、茨城県立医療大学(以下「本学」という。)における履修証明を行うプログラム(以下「履修証明プログラム」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(履修証明プログラムの編成)

第 2 条 本学における履修証明プログラムの編成に当たっては、本学が開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 履修証明プログラムの総時間数は、120 時間以上とする。

(履修資格)

第 3 条 履修証明プログラムの履修資格は、茨城県立医療大学学則(平成 6 年 12 月 28 日制定)第 22 条に規定する本学への入学資格を有する者又は相当の学力を有する者とする。

(担当教員)

第 4 条 履修証明プログラムを担当する者は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は前項の者以外の本学の職員又は学外の者を委嘱することができる。

(履修証明書)

第 5 条 履修証明プログラムを修了した者に、修了の事実を証する証明書(以下「履修証明書」という。)を与えるものとする。

2 履修証明書の様式は、別記様式 1 のとおりとする。

3 履修証明プログラムを修了した者が履修証明書の交付を求めようとするときは、別記様式 2 により申請しなければならない。

(公表)

第 6 条 履修証明プログラムの編成に当たっては、当該履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他本学が必要と認める事項を公表するものとする。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムの実施に関し必要な事項は、学務委員会において別に定める。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日以降に開設される講習もしくは授業科目から適用する。

別記様式 1

第 号

履 修 証 明 書

氏 名
年 月 日生

学校教育法第 105 条の規定に基づき, 本学所定の下記のプログラムを修めた
ことをここに証する。

記

プログラムの名称

プログラムの概要

総時間数

年 月 日

茨城県立医療大学長 印

(別記様式2)

履修証明書交付願

平成 年 月 日

茨城県立医療大学長 殿

学籍番号等 _____
学生の種別 科目等履修生 認定看護師課程受講生 その他 () _____

住 所 〒 _____
氏 名 _____
電 話 番 号 _____

学校教育法第105条の規定に基づき、下記のプログラムを履修したことを証明願います。

履修プログラムの名称	
------------	--

(内訳)

科目・課程・講座等の名称	履修年月	時間数	開講種別 (○で囲む)
			正規科目/認定看護師課程/公開講座/その他()
合計総時間数			

※履修プログラムは、履修開始から3カ年以内での修了を原則とする。
※平成19年度以前に履修した単位及び他の教育機関等で得た単位は、当プログラムにおける履修証明の時間数には換算されない。
※正規科目においては、最終試験に合格し、『C』以上の成績を得たもののみが時間数に算入される。